

首都大学軟式野球連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、首都大学軟式野球連盟（以下 [本連盟]）と称する。

第2条 (所属)

連盟は、全日本大学軟式野球連盟（以下 [全軟連]）に所属する。

第3条 (所在地)

本連盟は、本部を埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学軟式野球部におく。本部を変更する際には、総会の決議を必要とする。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を本連盟並びに全軟連に所属する全ての学生に普及し、結束してその健全たる発展を図り、全員相互の親密たる連絡と平和文化国家建設に寄与することを以って目的とする。

第5条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成する為に下記の事業を行う。

- 1、春・秋リーグ戦
- 2、春・秋新人戦
- 3、全日本大学軟式野球選手権大会の主管参加
- 4、東日本大学軟式野球選手権大会の主管参加。関東オールスター大会の運営及び参加
- 5、その他の全軟連並びに本連盟の目的達成に必要な事業
- 6、首都大学軟式野球連盟に関する刊行物の発行

第3章 原則

第6条 (原則)

本連盟は、学生の連盟であり、また本連盟結成過程において、学生の人権、主権を尊重し、理事・OBとの関係を深く保ちつつ、学生中心及び学生の意見の反映を出来得る限りをもって為すことを原則とする。

第4章 会員

第7条 (資格)

会員は、学校教育法第54条を除く、4年制大学又は学部を代表する団体でなくてはならない。但し、本規約施行時にこの要件を満たしていないものは、代表となるまで最善の努力を図らなくてはならない。

第8条 (会員)

(1) 本連盟の会員は、嘉悦大学、淑徳大学埼玉キャンパス、創価大学、大東文化大学、高千穂大学、東京学芸大学、東京電機大学理工学部、東京理科大学、獨協大学、日本医療科学大学、武蔵大学、明星大学とする。

(2) チームとは、本条第1項に規定する大学等に属し、代表する軟式野球団体をいう。

第9条 (会員の責務)

会員は、連盟委員会において決議された連盟費及び定められた保険費を納め保険に加入しなければならない。

第10条 (理事の選出と特例)

会員はOB会を代表とする者を理事として選出し、届け出なくてはならない。不在の時は、チームの代表として認める者とする。但し、遠隔地、又は他連盟・他大学のOBであっても総会の承認を以って理事として認めるものとする。

第11条 (資格の喪失)

会員は、下記の理由により、その資格を喪失する。

- 1、脱退
- 2、廃部、又は解散
- 3、会費の未納
- 4、除名

第12条 (脱退の手続き)

会員で脱退しようとする者は、理由を付して脱退届を総会に提出しなければならない。

第13条 (除名の要件)

会員が下記の事由に該当するときは、総会の決議を経て会長名を以ってこれを除名することが出来る。

- 1、会員としての義務に違反した時。

2、本連盟の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為があった時。

第5章 役員

第14条 (役員)

- (1) 本連盟は、下記の役員を置く。但し、特命理事・役員に関しては、これに含まない。
 - 1、連盟委員、各大学2名以上
- (2) 理事会は、都合により各部担当を設置する。但し、会計は常設する事とする。
- (3) 連盟会には下記の役員を置く。
 - 1、連盟委員長 1名
 - 2、連盟副委員長 2名
 - 3、連盟委員 若干名
- (4) 連盟委員会には下記の専門部を置く。
 - 1、会計部
 - 2、総務部
 - 3、その他連盟委員会の必要と認めた専門部

第15条 (役員要件)

- (1) 会長を除く理事は、全ての会員、各チームを代表する者、又はチームが代表と認める者でなければならない。但し、特命はこれに含まない。
- (2) 連盟委員は、全ての会員、各チームを代表する2名以上の者でなくてはならない。

第16条 (役員選任)

- (1) 会長は、理事の推薦により選出される。
- (2) 理事長は、理事の互選により選出される。
- (3) 副理事長・各部担当は、理事長により任命される。
- (4) 連盟委員長は、連盟委員の互選により選出される。
- (5) 連盟副委員長、会計部、総務部、その他連盟委員会の必要と認めた専門部は、連盟委員の互選により任命される。また、各専門部には部長を1名置く。

第17条 (役員職務)

- (1) 会長は、本連盟を代表する。
- (2) 理事長は、本連盟を統括し、会長に事故ある時・欠員ある時はその職務を代行する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時・欠員ある時はその職務を代行する。
- (4) 担当は各部を管理する。
- (5) 連盟委員長は、連盟委員会を統括する。
- (6) 連盟副委員長は、連盟委員長を補佐し、連盟委員長に事故ある時・欠員ある時はその職務を代行する。
- (7) 部長は、各部を総括する。

第18条 (役員任期)

- (1) 理事の任期は、2月1日から翌々年の1月31日までの2年間とし、再任を妨げない。
- (2) 連盟委員の任期は、2月1日から翌年の1月31日までの1年間とする。但し、再任を妨げない。
- (3) 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- (4) 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。

第19条 (役員辞任)

役員が任期満了以外で辞任する時は、総会の承認を得なければならない。

第20条 (役員罷免)

役員に本連盟の名誉を傷つけ、その目的に反する行為があった時、理事は理事会、連盟委員は連盟委員会の3分の2以上の賛成を以ってこれを解任することが出来る。

第6章 総会

第21条 (最高意思決定機関)

総会は、本連盟の最高意思決定機関であり、本連盟の会員はこの決定に従わなければならない。

第22条 (構成)

総会は、理事・連盟委員により構成され、各大学理事、並びに各チームに1票ずつ与えるものとする。

第23条 (附議事項)

総会の附議事項は、下記の通りとする。

- 1、規約及び細則の制定、改廃
- 2、役員罷免
- 3、連盟の基本に関わる事項

第24条 (招集)

- (1) 総会は、会長がこれを招集、理事長が議長を務める。また、定例総会は年1回開催する。

- (2) 理事会及び委員会からの会議の目的とする事項を示し、請求があった時は、会長は総会を招集しなければならない。

第25条 (成立)

- (1) 総会は、議決権を有する者の過半数の出席を以って成立する。
(2) 理事はOB会会長、連盟委員は主将より委任された者の出席、又は、委任状もしくは議決権行使書の提出を以って、出席したものとみなす。

第26条 (議決権)

- (1) 総会の議決権は、特命理事、各大学の理事、各チームに1票を与えるものとする。
(2) 本規則に別段の定めがあるほかは、議決権を有する者の過半数の賛成を以って決議される。
(3) 賛否同数の時は、議長に決定権を与える。

第27条 (再審議)

- (1) 会長は必要であれば、決議直後に議長に対し再審議を命じる事が出来る。
(2) 再審議を命じられた議案の議決には、議決権の有するものも3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 理事会

第28条 (構成)

理事会は、理事により構成され、各理事はそれぞれ発言権を有する。

第29条 (附議事項)

理事会の附議事項は、下記の通りとする。

- 1、 予算案、事業計画案の承認
- 2、 会計監査
- 3、 学生活動に関する助言
- 4、 総会での課題の提案

第30条 (招集)

- (1) 理事会は、理事長がこれを招集し、議長を務める。
(2) 理事の3分の1以上から会議の目的とする事項を示し、請求があった時は、理事長は理事会を招集しなければならない。

第31条 (成立)

- (1) 理事会は、議決権を有する者の過半数の出席を以って成立する。
(2) OB会の会長より委任された者の出席、又は、委任状もしくは議決権行使書を以って、出席したものとみなす。

第32条 (議決権)

- (1) 理事会での議決権は、各大学の理事に1票を与えるものとする。
(2) 本規則に別段の定めがあるもののほかには、議決権を有する者の過半数の賛成を以って議決される。

第8章 連盟委員会

第33条 (構成)

連盟委員会は、連盟委員より構成され、各連盟委員はそれぞれ、発言権を有するものとする。但し、連盟委員候補の同席は、これを認める。

第34条 (附議事項)

連盟委員会の附議事項は、下記の通りとする。

- 1、 公式戦の日程
- 2、 予算案の立案
- 3、 会計決算
- 4、 大会規定に関する審議
- 5、 これらに準じる連盟運営に必要な事項

第35条 (招集)

- (1) 連盟委員会は連盟委員長がこれを招集し、議長を務める。
(2) 会員の3分の1以上から、会議の目的とする事項を示し、請求があった時は連盟委員長は連盟委員会を招集しなければならない。

第36条 (成立)

- (1) 連盟委員会は、議決権を有する者の過半数の出席を以って成立する。
(2) 主将より委任された者の出席は、これを認める。

第37条 (議決権)

- (1) 連盟委員会の議決権は、会員各チーム1票を与えるものとし、議決権を有する者の過半数の賛成を以って議決される。
(2) 賛否同数の場合は、連盟委員長に決定権を与えるものとする。

第9章 理事会、理事不信任決議案

第38条 (理由)

学生よりも社会的立場の強い理事による過大な干渉をくい止める為、学生連盟委員会の永久不変の条項並びに権利とする。

第39条 (成立)

連盟委員会での決議権を有する者の3分の2以上の提示、過半数の賛成で決議される。

第40条 (届け出)

この条項を行使した場合には、全軟連に理由と決定を届け出なくてはならない。

第10章 専門部

第41条 (専門部門と職務)

本連盟は、運営上、下記の専門部を置き、職務にあたることもある。

- 1、 渉外・審判部は、全ての公式戦で使用する球場、また公式戦を運営するのに必要な備品の手配をすると共に、試合が円滑に進行するようにこれを務める。また審判講習会を企画する。
- 2、 会計部は、連盟会費を出納し、理事会の承認後連盟委員会でこれを報告する。
- 3、 記録部は、全ての試合と会議を記録し管理する。
- 4、 書記部は、本連盟における資料並びに議事録・広報書類を作成し、これを報告する。また理事への案内状等本連盟の必要書類を作成し送付する。さらに、連盟会での板書等、連盟委員会の運営の円滑をはかる。
- 5、 総務部は、試合球や審判証ならびに納会に必要な物資等の手配を行う。
- 6、 庶務部は、各部の補佐をすると共に、事業拡大等連盟に必要な仕事を行う。

第42条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、2月1日より1月31日とする。

第43条 (運営費)

本連盟の運営費は、会員より徴収された会費及び賛助金により運営される。

第44条 (予算)

本連盟の予算案は、その年度を担当する連盟委員会で立案され、理事会の承認を経て成立する。

第45条 (会計報告)

本連盟の会計は、理事会の監査を経て連盟委員会において報告されなければならない。

第11章 選手資格

第46条 (資格)

- (1) 本連盟の選手資格は、事前に連盟委員会に届け出、理事会の承認を経て登録される。
- (2) 硬式野球部員及び、準硬式野球部員として登録のある者には本連盟の選手資格を与えないものとする。

第47条 (年度制限)

本連盟の選手資格は、在学4年又は最短修業年数内とする。但し、事前に総会で承認があった者の休学は、これに含まないものとする。尚、留年に関しては、これを認めない。

第48条 (新人戦)

新人戦の選手資格は、入学後2年以内の者のみとする。但し、人数不足の場合は連盟委員会の承認を以って出場出来る。

第12章 新規加盟

第49条 (新規加盟)

本連盟に新たに加盟を希望する団体が生じた時は、連盟委員会、理事会において審議され、総会において承認を得た後、全軟連の総会において、承認を得ることを必要とする。

第50条 (申請の手続き)

本連盟に加盟を希望する団体は、下記の書類を提出しなければならない。

- 1、 団体の構成委員名簿
- 2、 活動状況の報告書
- 3、 加盟届

第51条 (細則の規定)

本連盟は、本規約を施行するため、必要に細則を総会の決議を以って制定することが出来る。

第13章 規約制定及び改廃

第52条 (制定及び改廃)

本連盟の規約改定及び改廃は、総会において総票の3分の2以上の賛成を以て為す。

この規定は、平成5年5月17日から施行する。

施行	平成5年5月17日
第1回改定	平成7年1月26日
第2回改定	平成12年4月1日
第3回改定	平成13年4月1日
第4回改定	平成14年3月24日
第5回改定	平成15年3月23日
第6回改定	平成17年6月26日
第7回改定	平成20年3月20日
第8回改定	平成21年2月1日
第9回改定	平成27年2月8日
第10回改定	平成28年1月24日